

## 遠隔地墓参<sup>サ</sup>の現状と墓参代行に関する試行事業

### I はじめに

### II 調査の部

1. 遠隔地墓地 (1)愛媛県 (2)島根県
2. 都市近郊墓地の事例
3. 宗派別永代供養事例と改葬について

### III 試行の部(実施事例)

1. 兵庫県丹波市氷上墓園
2. 静岡県富士宮市典礼院墓園
3. 静岡県富士宮市典礼院墓園
4. 愛媛県宇和島市淨満寺院内墓園
5. 改葬・廃基の実例
6. 試行用具

### IV 佛教徒の死生観の変化と墓参意識の動向

1. 死と葬儀のあり方についての変化
2. 自然葬への関心の高まり
3. 戒名に対する考え方の変化
4. 墓参意識の動向

### V 試行の狙いどころと事業化の方向

1. 衰退した巨大教団の墓地事情
2. 待ちから攻めへのお寺ビジネス
3. コンサルティング業務

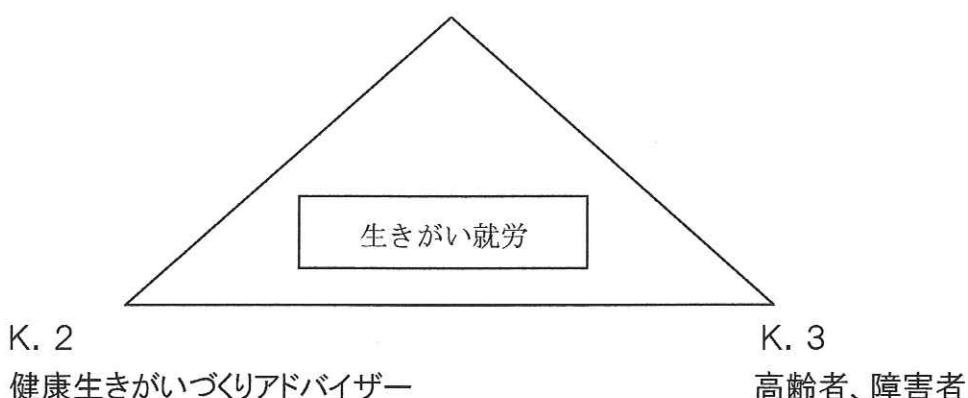
### VI あとがき

# 遠隔地墓参の現状と墓参代行に関する試行事業

## I はじめに

本事業は健康生きがいづくりアドバイザーの「生きがい就労として、墓参代行業務が事業として成り立つかどうかの調査を行い、試行、検証にとりくむものである。その考え方を次のようなトライアングルK. (Keyword)という図式にして明確にした。

K. 1 墓参(代行、同行)



K. 1 → What (何をやる)

K. 2 → Who (誰がやる)

K. 3 → Whom, For Whom(誰の為にやる)

高度成長期における人口の都市への集中化、そしてその人達の高齢化、核家族化という家族形態の変化、家単位で継承されてきた伝統仏教の進行形態の変化、人々の死生観の変化等がわが国の仏教界に与えた影響は大きく、そのことが墓地意識、墓参行動の変化として表れている。

こうした現状を把握し、無縁墓の増加に悩む過疎地寺院と、遠隔地墓参が困難になってきた高齢都市居住者の悩みを同時に解決する方策、即ち両者のニーズの橋渡しの役割を、健康生きがいづくりアドバイザーが担うことの事業化に着眼したものである。

更に、全国の健康生きがいづくりアドバイザー組織のネットワーク化による遠隔地墓参代行が実現出来れば、石材店や清掃業者という地域性の強い現行業者に対する差別化になるものと考えている。

しかし、単に遠隔地への代行というハード面だけではなく、改葬(お墓の引越し)のやり方、宗派或いは宗教法人毎に異なる永代供養等についてのコンサルティング業務というソフト面の充実が差別化に求められるより大きな条件であるという姿勢で、今回の調査、研究と試行にとりくみ、且つ、委員一同知識武装に心掛けたことは言うまでもない。

3名の委員で、次の7つの実施項目を分担し作業を行った。

- ① インターネット情報の整理
- ② 宗派別及び研究機関の文献調査
- ③ 現地訪問調査
- ④ 墓参代行の試行
- ⑤ 改葬、永代供養、廃基手続きについて個別相談
- ⑥ 報告書の作成
- ⑦ 経費管理

委員長 佐野好彦

## II 調査の部

### 1、遠隔地墓地

#### (1) 愛媛県宇和島市

遠隔地墓地の現地訪問調査の一つに愛媛県宇和島市をとりあげた。愛媛県の南予地方は、戦前は、農耕面積の狭い農村部は勿論のこと瀬戸内沿岸部は半農半漁、サツマイモを主食とする貧困地域が多く、しかも大家族家庭の地域であったために、長男以外は県外に職を求めて離郷し、女子は都市の家庭に奉公に出るのが例外ではなかった。

男子は北九州(旧八幡製鉄所関係)、阪神工業地帯への転出である。南予からの交通機関は汽船のみであった関係から、途中寄港地の神戸と終着港大阪天保山での下船のため、大阪市南部と兵庫県東部に住居を構える人が多くみられた。そうした歴史的背景をも踏まえたことと、今回の事業の都市在住の高齢者の墓参行動についての検証であることから南予の中心地宇和島市を調査対象とした。

6寺院を訪問し無縁墓の状況とその対策について聞き取り調査をした。次項以降に個別寺院についてコメントを記入した。酷評すれば、地方寺院は、正に代々住職の葬式仏教そのものの継承という印象である。

墓地の5%～15%程度の無墓参者墓があっても、寺院経営に対する危機感は無い。年間2000円程度の管理料が支払われておればそれでよしという考え方である。管理料不払いの場合は、宇和島市の仏教会の申し合わせでは、3ヶ年で廃基することになっているようだが、3年では短かいとの意見もあり、且つ手続きが面倒だということで実施した例は皆無に等しいらしい。法的な処置として10年間不払いの場合は、廃基したいという程度である。

地元で葬儀があり、法事が絶えない限り寺院経営上、若干の無縁墓の存在は大きな問題ではない、敢えて地域で余計な波風を立てる必要はないというのが実情である。特に家族経営の中小寺院にその傾向が見られる。

そういう意味では、「無縁墓の増加に悩む過疎地寺院」という大上段に構えた問題提起は、更に奥地の寺院にふみ込まなければならないのかもしれない。

しかし後述(V-2)する永代供養推進の提案をすることによって可成り前向きな意欲を示す寺院側の変化を大変興味深く感じた。

## ① 宇和島寺町案内と眞教寺



### 無縁墓の現状と対策

寺院内墓地のため墓参者の動向は十分把握しており、200基程の中で1～2墓無縁化の傾向があるが、特に問題としてはいないし対策は考えていない。

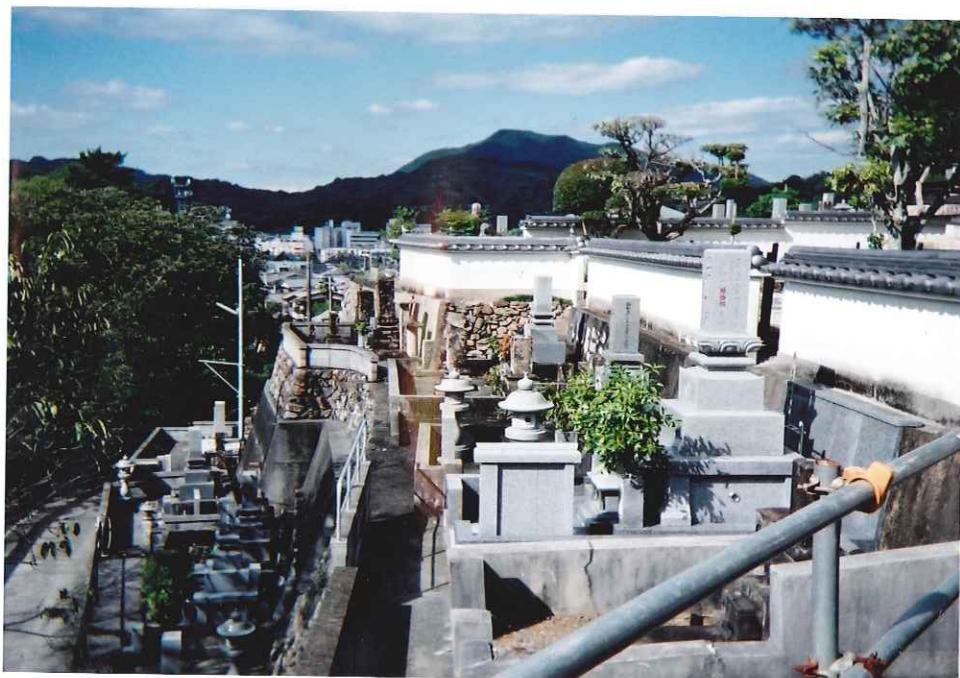
## ②竜華山等覚寺



## 無縁墓の現状と対策

中規模寺院という格式を感じた。墓地も350基以上あり、無縁墓とみられるものが1割程度あるので今後対策を考えなければと思っている。永代供養推進には大いに興味があるので今後検討をすすめたい。

③選佛禪寺



無縁墓の現状と対策

今後の寺院側の大きなテーマになることを若手住職の間で共通認識している。しかし現在は300基の内10%程度のことでの切実な思いはないし、対策は考えられていない。永代供養推進は是非考えていきたい。

④西江禪寺



無縁墓の現状と対策

多少の無縁墓の存在を意に介したことは無いし、将来のための対策について考へることは今のところ無い。

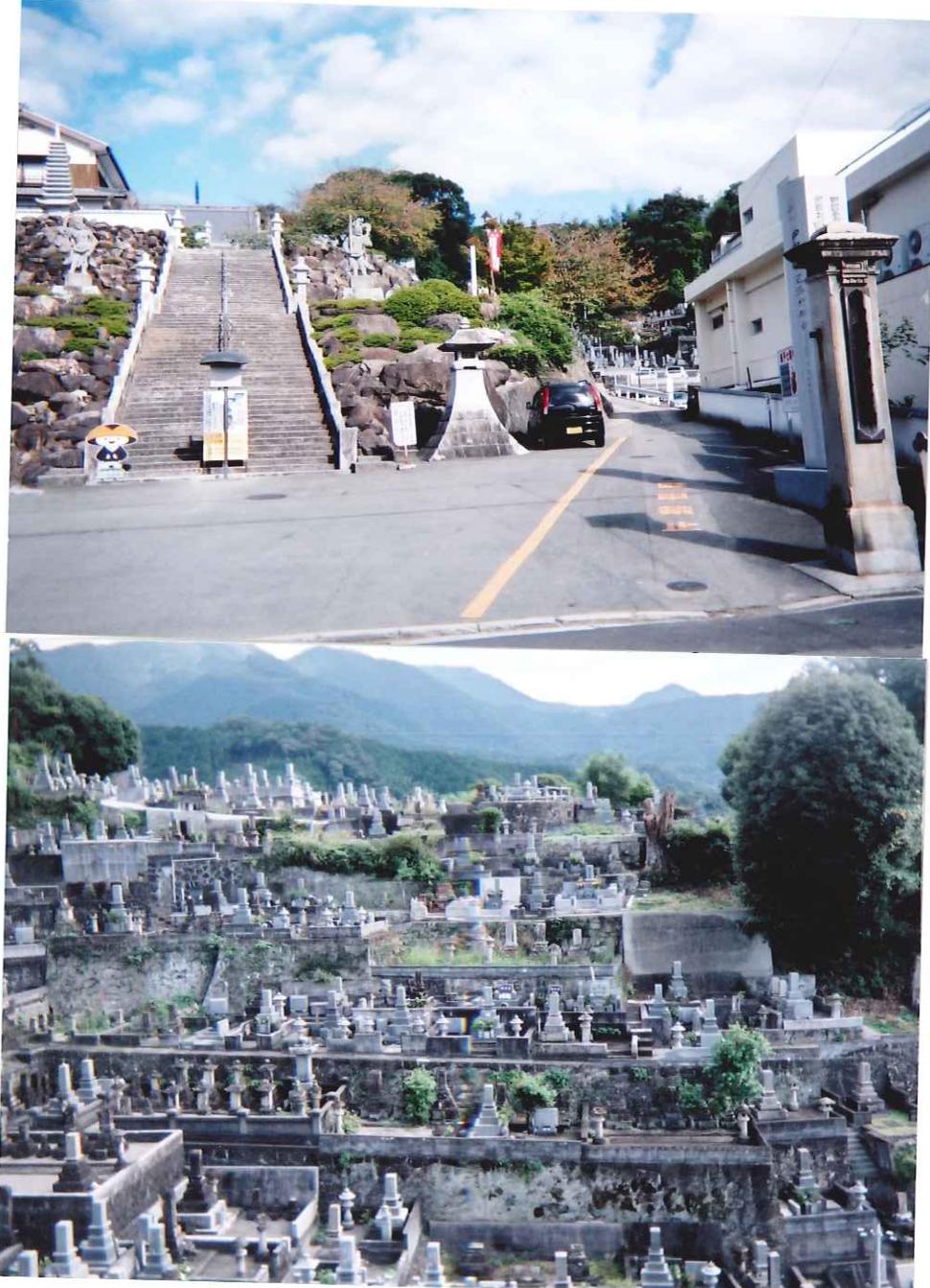
## ⑤潮音寺



### 無縁墓の現状と対策

敢えて無縁墓の有無を聞かれれば10%程度と思う。特に考えたことがない。もっと過疎地の方が問題意識があると思う。廃寺になるかどうかにならなければあまり関心はない。

## ⑥龍光院



### 無縁墓の現状と対策

家族寺院ではなく宇和島市内では有数の寺院であり、問題意識大いにあり若手住職の間では、葬儀のあり方の変化等、今後の動向について大いに議論している。1000基のうち15%が無縁化の傾向にあり、その対策についても心ある若手の間で意見交換を活発にやっている。提案の永代供養推進策も近々仲間内でとりあげ検討したい。

## (z) お墓参りに関する調査結果(島根県の場合)

②過疎地の寺院として島根県と選定、大田市、雲南市の寺院を訪問して墓参の現状について調査した。

①大田市及び雲南市の寺院は田舎ではあるが過疎地という事でなく、普通の山村という土地であった。

②この土地での墓参のあり方は、

・墓は自己所有の山林又は畠などに自宅に個人墓所有している。従って墓参りは清掃を含め日常的に行われている。

・それ以外(住宅地)などに住んでいる人は、お寺に墓をもっている。(お寺が管理している場合と共同管理組合のような形で管理されている場合がある)この墓への墓参は最低でも正月、彼岸、命日などに訪れる。そのまま墓参りのない墓はほとんどない。都会に出ていて墓参に来られない人は親族又は知人に墓参依頼している。業者による代行は、未だこの地域にはない。墓に花枯れなどがあれば、周囲の人が「うわさ」をするので放置しておけない様である。そして、どうしても墓参が困難な場合には、共同墓に詣つてもらう形にしている。

(お寺も放置しておかれるのをさけるために共同墓への骨入れをすすめている。)

③この地方での墓参代行を事業化するのは厳しい。

・但し、集団移住など、その地での土地所有のない人達が住む地域で、業者が経営する霊園にある墓などに代行墓参を依頼する人はあるのではないかと考えられる。霊園の数はまだ少ない。

④本代行サービスを事業化するには、むしろ都会に住む人々で故郷の先祖の墓を残したままの人々を掘り起こし、その人々の要求に応えていく形を作ることを考える。

島根県  
大田市 ◎円涌寺(管理墓数 100 余) (禅宗)



- ・A=常時墓参のある墓がほとんどである。  
(本人でない場合、親族知人が墓参している)
  - C=無墓参で放置されているのは、この墓地にはない。
- ※寺として、墓の所有者とのコミュニケーションを大事にして、講話会を楽しみにしてもらう努力をしている。

◎大願寺(浄土宗)管理墓数 200 余



- ・Aがほとんである。墓参りが出来ない人には、共同墓におまつりしてもらっている。
- ※寺としては放置墓が出ない様に努力している(前住職が毎日清掃している)

島根県

雲南市 ◎慈眼寺(浄土真宗)管理墓数 100 余



・Aが大半、裏山などでは約 10%ほど無参墓があったが、整備して、共同墓に入れてもらう様にした。共同墓は 1 年後に骨を土に還している。

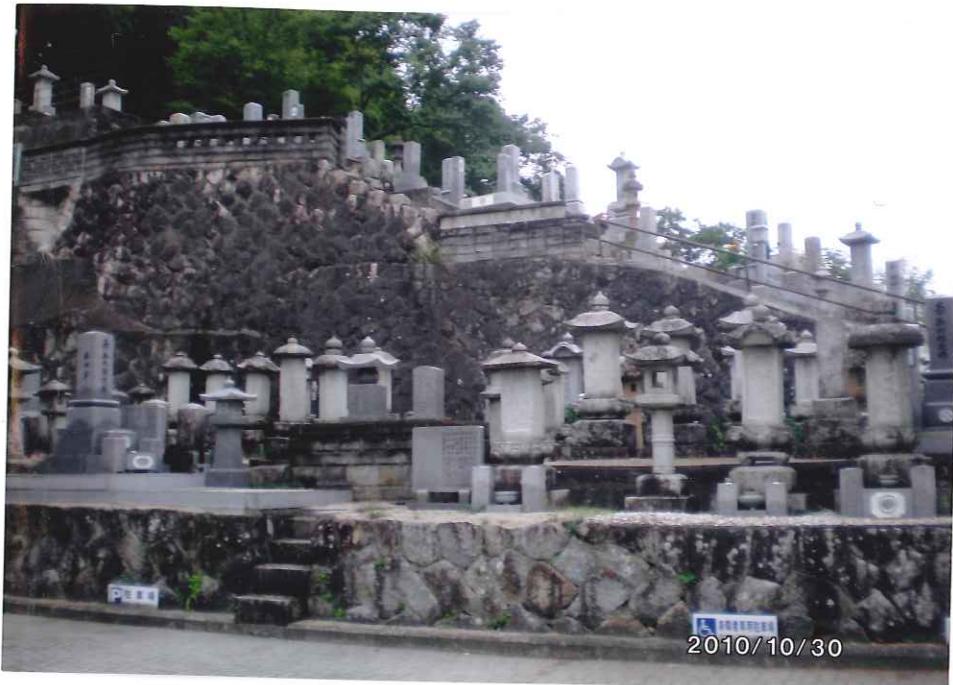
※寺としては、全国を歩き納骨希望者は誰でも受け入れる様PRしている。

◎円覚寺(浄土宗)管理墓数 200 余



・Aが大半、墓の管理は管理組合に全部任せている。無参墓の処理も管理組合内で話し合いにより処理されている。

◎西善寺(浄土真宗)管理墓数(数百で数知れず)



- ・墓参しても飾花はその手で処分される様にしているので墓参状況を正確に知ることは難しい。
- ※寺としては、墓参の難しい人は共同墓に入れてもらう様にしている。

## 2. 都市近郊墓地の事例

これまで遠隔地墓地の無縁化の現状について問題点を述べてきたが、この項では都市近郊の墓地にも無縁化があるのか、その現状を明石市の事例で見てみることとする。

(1) 墓園名 明石市石ヶ谷墓園

(2) 立地 JR明石駅からバス約20分。桜の名所

(3) 区画 42区画一万基

(4) 料金 永代使用料と管理料(いずれも一括払い)

①永代使用料 36万円～250万円(面積により異なる)

②管理料 10年分 56,250円～300,000円(面積により異なる)

(5) 問題点

①管理料は明石墓園条例第8条第2項に「管理料は10年分を前納として、それ以後は徴収しない」となっているため、墓園開園から40年を経過した現在管理料収入はゼロで年間6000万円の赤字となっている。

②初期費用以後は負担が発生しないことからお墓の管理料を把握できないケースが発生している。例えば夫の墓を管理していた妻が亡くなった場合、子供が墓の相続手続きをしていないようなケース。

③前項の原因で約1600基の管理者が不明になっており、無縁墓地化している。これは全基の16%に相当し、無縁墓地化現象は過疎地のみの問題でないことが浮き彫りになったと言える。

④11年目以後も管理料を徴収する条例の改正が急がれる。

### 墓園全景案内



## 第18区画の例



### 3. 宗派別永代供養条例と改葬について

永代供養とは永代読経の略である。

永代とは、永代或いは永久とは異なる。宗派又は宗教法人毎に期限を取り決めている。一世代を30年として親子3代で90年とする場合とか50回忌、33回忌、17回忌ととり決められているケース等さまざまである。次に4宗派の総本山の事例を紹介する。

#### (1) 浄土真宗本願寺派(添付資料No1)

- ・他宗派の信徒は認めない
- ・永久納骨制(永代供養方式ではない)で納骨時に5万円を納骨料として納めた後は遺骨の返還は一切認めないし、遺骨の存在については応じない。
- ・供養は毎年遺族に対し命日の供養通知を出す。供養毎に5万円必要

#### (2) 浄土宗本本山知恩院

- ・宗派を問わない
- ・永代供養

16の回向種類により3万円から250万円となっている。  
案内年数も金額により異なる。

#### (3) 真言宗総本山東寺(添付資料No2)

- ・宗派を問わない
- ・個別に位牌を建立して供養する

・永代供養

5種類の回向頻度により供養料は、20万、30万、50万、100万、200万となっている。

年限は永代というのみで明示しない。

(4)日蓮正宗総本山大石寺

・他宗派の信徒は認めない。

・永久納骨制(永代供養方式ではない)で、永久納骨料 50 万円、永久納骨堂に収蔵する。納骨後はいかなる理由があっても遺骨を引き取ることはできない。

・納骨壇方式 契約期間 50 年、ロッカ一式納骨壇

冥加料(一種の永代供養)30 万、50 万、70 万、120 万、200 万となっており年間使用料 5000 円～1 万円

・同宗の東寺(本伝寺)は永代供養(期間は決めない)20 万としている。

(5)改葬について(添付資料No3)

改葬とは、「墓地・埋葬等に関する法律」第二条3にこの法律で「改葬とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。」とある。手続きについては、第五条及び施行規則第二条に定められている。

個人→市町村に許可申請書の提出(添付資料No4)

添付資料

①埋葬、納骨の事実を証する墓地、又は納骨堂の管理者の証明書

②墓地管理者の改葬受け入れ承諾書

改葬は遠隔地墓参が困難になった都市在住高齢者、宗旨が変わったという人、少子化により後継ぎが無くなり親族が近くに納骨して供養するといったケースが多い。

しかし改葬の必要を考えるのは無縁墓の増加に悩む墓地管理者である。墓地の永代使用料を払って区画の使用権を買い、墓地管理料を支払っている限り永代にその区画は借りられる。しかし無縁墓は管理料収入がなく管理費用が大きな負担となってくる。1999 年の墓地埋葬法の施行規則改正で無縁墓の整理手続きは簡素化されたが、墓石の処理という問題が残る。管理料の「滞納年数を定めて、無縁墓として機械的に処理するのは地域性の問題もあり、手続きの簡素化だけでは解決出来ない面もある。5 年位とする管理者、10 年を目途とする管理者もあるが、多くの管理者は 10 年なら無難だろうと回答された。複数新聞に 3 回「改葬公告」を官報掲載すればよいことに制度が改正されたことから 2009 年度には全国で 2700 基弱の無縁墓が改葬されている。今後の墓地問題を考える中で、一般に衆智されていない「改葬」ということについて都市在住高齢者(遠隔地に墓地を持つ)に問題提議をしていきたい。

ちなみに大阪市中央区内で平成21年度の改葬申請事例は41件であるが、これは無縁墓の強制改葬ではなく、個人の申請による件数である。

### 宗派別供養の仕方(図書館調べ)

墓に対する供養の仕方で最も他派流と違うのは浄土真宗である。

#### ■浄土真宗

- ・死者を供養しない。
- ・浄土真宗の門徒として阿弥陀仏を信じ念佛を唱えた者であれば、死とともに阿弥陀仏によって極楽浄土に迎え入れられているので成仏を「祈る」必要がない。  
(死んだ時に)
- ・礼拝の対象はあくまで阿弥陀仏であって死者ではない。
- ・一切衆生(生きとし生きるものは)の救済を誓願し、これを成し遂げなければ仏にならないと誓われた阿弥陀仏がすでに仏になって極楽浄土におられるからには衆生の救済はすでに成し遂げられていることになる。よって念佛を唱えることにより感謝することだけであるとする。
- ・墓地に対しても浄土真宗の教えを感じ、感謝を得る場ととらえる。

#### ■禅宗

迷いを断つための冥想から発展し、中国仏教の主流となった。日常のすべてが修行で作法が定められている。日本で武士に受け入れられ、貴族まで広がる。

禅僧が受戒者に授ける血脉というものに強い靈力の發揮を期待するところが多かつ

た死靈や死穢<sup>え</sup>を祓う力があると信じられていた様である。

最初の禅寺(建前寺)は墓所であり刑場でもあった場所に建てられた。禅僧を「死穢を扱う者」として聖(ひじり)を同様に見ていた風もある。

「行と教えて成仏へ導く」、葬式は一受戒と引導にあつた。

「故人が成仏することを願う。故人の靈に向かって法を説いて浄土へ導く。

#### ■真言宗

導師と故人と仏が一体となる宇宙的にとらえる。

密教は現実肯定で仏の力が満ちた世界で草木、風雨にも大日如来は宿り、その功德が満ちていて、煩惱にまみれた生身のままでも仏になれるという即身成仏の思想である。

## ■日蓮宗

法華経の教説から日蓮が作り上げた考へで実はわれわれの住むこの現世が浄土であり、その中心にそびえるのが靈鷲山で釈迦はいまもそこで説法を続けている。

その山は凡人には見えないものの確信たる信心をもてば目に出来る。

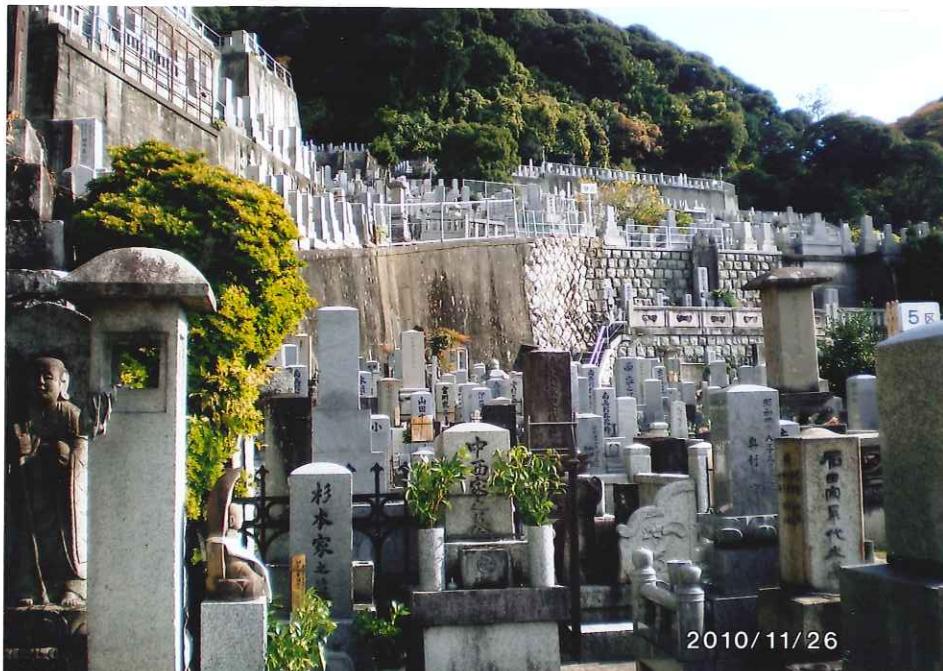
信者は法華信仰を保っていれば死後に靈山に至れる。

導師は諸仏に故人の導きを頼むと同時に、故人に対してゆるぎない法華信仰をもつていれば間違いなく靈山浄土に迎え入れられると教え諭すのである。

墓に対する考へ方は、浄土真宗を除いて

- ・死者を埋め、死後の家と考え陵(上流層)墓(埋め場のしるし)を建てた。
- ・墓参りは、先祖の靈と対面する場としての意味をもつた。それと儒教の教え、先祖を敬う思想とも合致し、墓参りの生活習慣が出来ている。

京都市大谷本廟（浄土真宗）管理者不明



- ・昔は街中に放置されていた死体を運びこんだ山地である。その地にしるしの墓標を立て、墓石になって來たので整備されたものでない。
- ・今は親鸞ゆかりの地を敬っておまつりをしたいとの思いで永代供養をしてほしいとの要望が絶えない。
- ・年輩者は墓まで行けなくて下から拝むケースも許されている。

### III 試行の部(実施事例)

1、兵庫県丹波市氷上墓園（23万規規模）

実施日 平成 22 年 10 月 19 日

依頼人 徳島県在住 N家

原 因 視力弱く高齢





2、静岡県富士宮市典礼院墓園（2万基規模）

実施日 平成 22 年 11 月 4 日

依頼人 堺市在住 I 家

原 因 30 年以上墓参なし





3、静岡県富士宮市典礼院墓園

実施日 平成 22 年 11 月 4 日

依頼人 大阪市西淀川区在住 I 家

原 因 宗旨変更により 5 年以上墓参なし



4、愛媛県宇和島市淨満寺 150 基院内墓地

実施日 平成 23 年 1 月 11 日

依頼人 塚市在住 D家

原 因 姉の 13 回忌法要代理出席



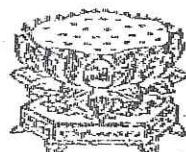
中陰忌日表

九 年十一月十三日 総

淨惠院群芳妙抄兼大師

俗名

行年  
七五  
才



百ヶ日	初七日	十一月十九日
七 <small>(四十九日)</small>	二七日	十一月三十六日
六七日	三七日	十二月三日
五 <small>(三十五日)</small>	四七日	十二月十日
六七日	五月十三日	十二月十三日
六七日	十二月十七日	十二月二十日
六七日	十二月三十日	十二月三十一日
百ヶ日	二月二十日	二月二十一日

生まれた意義と生きるよろこびをみつけよう。

宇和島市 中央町2-1-8

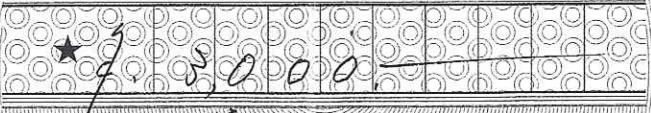
☎ (0895) 22-3196

家院名

法輪山淨滿寺

真宗大谷派

おまかせ

領收証		No. _____
様		23年 1月 11日
		
但 粗供養として。 上記正に領収いたしました。		
〒798 宇和島市中央町2丁目1番8号 法輪山 淨滿寺 電話 (0895) 22-3196		
内訳		
税抜金額		
消費税額(%)		

領收証 No.3

## 5、改葬・廃基の実例調査

実施日 平成 23 年 1 月 27 日

調査場所 静岡県富士宮市典礼院墓園 N 家

原 因 管理料は 22 年 3 月まで支払済みであるが約 20 年 墓参実績なく無縁墓地化、改葬・廃基。故人は K.N 氏夫妻と子息の T.N 氏。



墓苑事務所（典礼院）



大納骨堂

## 6、墓参代行に使用する用具



## IV 仏教徒の死生観の変化と墓参意識の動向

### 1、死と葬儀のあり方についての変化

#### (1)葬送

江戸時代に始まった壇家制度によって墓地葬が当前と考えられたのは戦後しばらくの間までの伝統的葬儀であり、死者を浄土や天国に送るという共通認識によるのが葬送である。

#### (2)告別

高度成長期の頃から他界や靈魂の観念が希薄になり、死者を送ることから死者と別れるという儀式即ち告別式に変った。

更に核家族化と共に寺や僧侶を除き、家族葬、友人葬、海洋散骨(海帰葬)、樹木葬など多様な葬法が広まってきた。

#### (3)直葬

自宅や病院から遺体を直接火葬場に送って火葬するもので葬儀はしない。一種の死体処理に近いものであるが、東京では 30%が直葬となっている。ここには他界や靈魂の観念は存在しない。

### 2、自然葬への関心の高まり

自然葬とは死者の遺骨を自然に返すという葬法である。インドではガンジス川のほとりで火葬した遺骨や遺灰を川に流すという散骨が古代から行われている。

わが国では核家族化などで家族の形態が変化し、墓の守り手が減少がしてきたこと、墓地造成は山林などの緑の破壊につながるという考え方、死んだら自然にかえりたいというごく自然な思い、併せて高額は費用を要する葬送ビジネスによって子供に負担を掛けたくないという親の思いがある。

また、宗教的にも「海」についての思想がある。「海という久遠よりこのかた風聖所修の雑修、雑善の川水を転じ恒沙万徳の大宝海水と成る」とある。これは「海」はどれほどにごった河川の水も受け入れ、それを浄化し塩水として同化してしまう本願海であるという意味だという。

日本消費者協会調査(2010年)では10%の人が自然葬を希望していると発表している。又、自然葬でも海への散骨希望が 53%だというのはインターネットサイト運営のインフォシーク社の調査数字である。

散骨は法律上の規定はないが、海水浴場や漁場など風評被害が起こりやすいところは避ける気くばりが必要であり、自治体によっては条件付きで禁止しているところもある。2010年11月17日の朝日新聞によれば次のような自然葬の注意点をあげている。

- ①禁止自治体を確認する
- ②他人の私有地で行わない。
- ③散骨する骨は粉末状にすること。

### 3、戒名に対する考え方の変化

本来戒名とは仏門に帰依する際に、師僧から授かる「法名」のことである。

死亡した人に僧侶が葬儀のためにつけるのは何ら関係がない。仏教発祥の地、インドには戒名が無い。わが国の死後戒名が日本の仏教界に広く定着したのは、室町時代から江戸時代にかけてとされている。

貴族や武士など上流階層の死後に「院号」を贈る慣習ができ、これが死後戒名の起りとされ、やがて一般的にも広まり、供養の金額によって差が生じるランク付けにつながっているのが現在の死後戒名である。

「一切衆生平等」を説く仏教の精神とかけはなれた状態になっている。これが戒名の商品化という悪評を生むことになっているのが現状である。

金額によって差別を生む葬送ビジネスへの拒否反応から今後益々増加が予測される家族葬、友人葬、自然葬、直葬によって戒名というものに対する価値観は急激に衰退する傾向にある。

### 4、墓参意識の動向 – /

墓参に意義について浄土真宗本願寺派研修部長山内教嶺氏の宗報の文章を先ず引用する「墓参の問題は私たちが死の問題を具体的現実的に考え墓地が人間の社会的結合の媒体としての役割をもつものである。墓参によって先祖から子孫へのいのちの流れのなかにある自己の存在を得るものである。」

さて日本人は一般的に信仰心が薄くても先祖崇拜は根強いといわれている。お寺嫌いのお墓好きというのが日本人の特徴らしい。他に仏教嫌いの守護霊好き、坊さん嫌いの教祖好き、念佛嫌いの占い好き、お経嫌いの瞑想好き、等が寺族の間の共通認識らしい。

次に龍谷大学と朝日新聞のアンケート調査結果を見てみよう。

## ■龍谷大学調査

調査対象 一万ヶ寺 03年10月～11月

墓参回数(年間)	1～3回	4～6回
大都市	21, 6%	27, 9%
地方都市	23, 4%	25, 4%
農村漁村	24, 6%	31, 4%

### ●墓参回数の多い地域

東京都、大阪府、和歌山県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

### ●墓参の心情(複数回答)

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 先祖を敬う            | 71, 6% |
| 一族の健康と幸せを先祖に感謝する | 38, 9% |
| 先祖故人の冥福を祈る       | 30, 0% |
| 故人をしのびなつかしむ気持    | 25, 6% |
| 墓参をすると気持ちが落ち着く   | 15, 6% |

## ■朝日新聞調査 4,994人 ‘10 9月（重複回答）

### ●墓参している人 3,645人

- |        |     |
|--------|-----|
| 回数 年1回 | 20% |
| 2～3回   | 46% |
| 6回以上   | 14% |

### ●墓参理由

- |             |        |
|-------------|--------|
| 祖父母や親を供養したい | 2,296人 |
| 以前からの習慣     | 1,153人 |
| 先祖を供養したい    | 1,123人 |

●墓参していない人 1,544 人

●墓参しない理由

親族に墓を任せている	502 人
時間の余裕がない	392 人
経済的負担が大きい	260 人

●検討していること

永代供養	113 人
近くへ改葬	84 人
清掃サービス、代行サービス	54 人

◎お墓がある限り墓参行動に大きな変化はすぐにおこらない。

◎”検討していること“は本稿の次項の狙いに合致する。

墓参意識の動向 -2

① 墓に対する考え方の変化

墓はもともと「土でもって人を覆うという意味を持っている。歴史的にみると大化の革新による「薄葬令」が出て、墓の形態及び規模の基準が身分によって規定されている。

形式は土葬、庶民は土におさめ埋める 2形式あり、

- ① 大地を掘って土で覆うだけ
- ② 墓域を設け、その中に盛土し、樹木を植える(墳)

古代は死体放棄の葬法、7世紀墳墓をつくることが出来たのは貴人宮人のみ、火葬が始まったのは文武天皇4年(700)僧道昭が遺言によった。

死は祟(たたる)死体は恐ろしいという古代の日本的な考え方を火葬でやわらげる。白骨化をもって成仏のしと受取る世界観と相互作用をもたらした。

・平安から中世の遺体放棄をしていた時代に浄土信仰の流布が日本人の世界観を変えた。死後の世界は暗く陰気のもので現世に価値を置いていた。浄土信仰は現世はけがれた世界として浄土に往生する来世こそ価値あるものとした。

行いやすい確実に往生出来る修行法(念佛を中心とした修行法)を「往生要集」の著者 源信が著わした。

もともと、仏教とお墓は教義の上では無関係であった。

仏教が死の意味づけを与えることによって寺と墓が結びついた。

貴族が建てた寺は先祖菩提を弔う氏寺で後にはお墓が付けられていく。  
庶民の寺は共葬墓地に引き寄せられて寺が建った。  
墓には塔場を立てるのは追善供養のため、塔婆はインドの古い観念で五大(刻み目)地、水、火、風、空—これがかみ合わなくなり死を意味する。仏教墓の伝統を伝えている形—元の世界に戻ったと表明すること。亡くなった人が仏と一体になったことを表すものー(石墓の前に墓標)江戸幕府は原則として仏式葬儀を義務づけた。寺請制度である。人々は特定の寺の檀家として所属させられた。  
明治政府は国家新道をイデオロギーの根幹において解体しようとしたがそれで寺院は檀家制度にしがみつくことになった。  
日本人が死者に対して複雑な感情が墓に対する習慣に示される。  
死者に対する愛惜を死霊への恐怖感が共存する。  
墓は先祖と直接対面するなかに永遠の生命を得しむる場で私たちは目に見えない無数の限りない力を戴き支えられ生きているという実感生かされているという自覚を感じる場である。  
メモリアルモニュメントと言えよう。

(大正大学教授 藤井正雄氏の説による)

## V 試行の狙いどころと事業化の方向

本稿の「はじめに」の冒頭に述べた通り、今回の助成事業は「生きがい就労」として墓参代行事業が可能か否かを判断するために実施したものである。その狙いどころを次の3点に絞って作業をすすめた。第一点は衰退した巨大教団の墓地、第二点は地方寺院に対し待ちから攻めへのお寺ビジネスの提案、第三点は墓地に関する相談業務である。

### 1. 衰退した巨大教団の墓地事業

A教団は平成の初頭まで500万世帯の超える信者を有する国内有数の大教団であった。しかし法主の相承問題等さまざまな宗内問題により、現在は恐らく最盛期の10%以下の信者数の弱小集団に衰退した。

昭和40年前後からこの本山の墓園には全国の信者が競って建墓した。しかし現在は年間2000円の管理料を支払うだけで墓参に訪れる人は激減している。

A区画からN区画までの14区画の規模の墓園で、推定1区画1000基としても14,000基の大墓園だが常に閑散としている。目視する限りでは30%位のお墓には墓参者が訪れた痕跡がない。

平成23年1月27日の試行時に撮った一枚の写真を添付したが約30基のうち恐らく数年は墓参者が無いと思われるお墓が半数以上であることを観察して歩いた。同墓園の建墓、廃基の一切を取り扱っている石材店でのインタビュー(23.1.27)では、

ここ10年来毎年、建墓数より廃基数の方が多いとのことであった。今回の試行ではこの大規模無縁墓增加見込地を中心に墓参代行試行をした。これは事業化後も継続可能な依頼者群になるものと予測したものである。



## 2、待ちから攻めへのお寺ビジネスのすすめ

本来は副業を除けば、葬儀、年忌法要、季節法要、参拝者のお布施、塔婆供養、墓地管理料等が主たる収入源である。

そこで今回の無縁墓対策にちなんでもう一つの収入源を訪問寺院に提案した。提案内容は次のとおりである。

例えば墓基 2000 を管理する中規模寺院の場合、無縁墓化は約15%であるから、約 300 基がその対象になる。

その 300 基の管理料支払者に対し、故人の命日に毎年年忌法要の案内状を送る。その書面の中で重要な文言は「永代供養のおすすめ」である。

永代供養の金額は本稿 II-3で記述したとおり、宗派、宗教的法人によって異なるが平均すれば 50 万円程度と考えられる。

300 基の管理料支払者の 10%の30家の永代供養で 1500 万円の収入となる。30 家の全墓基の 1.5%の僅かな比率である。永代の法要という宗教者が故人の一生成仏を祈念するお勤めをさせていただくと共に大きな収入を得られる。

管理墓基の規模が大きくなればなるほど利益(リヤク)は大きい。

- ・故人の供養
  - ・荒れ放題の無縁墓による環境汚染の防止
  - ・高齢者墓参の負担軽減
  - ・多額の収入
- という利点がある。

こうした極めて簡単な行動を起こさないところに、既成の秩序、既得権益にあぐらをか

く代々坊主、葬式、仏教と揶揄され、宗教法人の本質が問われていることになる。今回の寺院訪問で「永代供養」推奨話だけは熱心に耳を傾けた僧職の人達が多かったことは印象深い。この発想は事業化も活用出来るものと思っている。ちなみに、その目的で某寺院は発送リスト357人を作成したことを注目している。

### 3. コンサルティング業務

昨年10月中旬から僅か3ヶ月半の我々の活動の中で「墓参」というテーマからさまざまなことを学ぶことが出来た。

そして、それを一つの社会貢献活動として仏事問題の相談窓口としてのコンサルティング業務化を視野に入れることにした。

#### 相談を受けた事例

1、最後の墓参の後、改葬、廃基の手続きをしたい。理由は宗旨の変更。

2、葬儀後、故人の遺骨を兄弟が勝手に分骨し、2つの県に埋葬された。

今後の対応についてアドバイスして欲しい。

3、故人が次男の為、一旦郷里のお寺に預けたが、遠隔地の為昨年7回忌が終わつたので、京都の宗派の本山に改葬したい。

こうした諸々の仏事相談のコンサルタント業務を事業化メニューに加えたい。今回の試行事業は上述の3つの狙いどころを中心に実施し、いずれも事業化の手掛りになる感触をつかむ試行であったと考えている。

### VI あとがき

ね

宗教とか信仰は人間のみの特徴であると言われている。

その中で今回は仏教のみをとりあげ、仏教徒の立場を切り口としてテーマ「墓参代行事業による生きがい就労」の事業化の可否について検討を加えた。

全国の寺院数は全国のコンビニの店舗数よりも1000ヶ所も多い。これを市場と考え、3カ年を目途に事業化計画を進展させたいと考えている。全国ネットプランはその進捗状況を踏まえ検討をすすめる。今日仕入れて明日販売するという性格の商売ではない。最高のセールスツールは「口込み」であることをふまえ、本稿で記述した調査結果、試行実績、相談業務の3つの狙い目の検証を更に加えて、信用の蓄積をはかりながら事業化の方向に前進させていきたいと考えている。

平成23年2月 委員一同

## 津村別院 永久納骨について

当別院では、浄土真宗のご門徒の方々の遺骨をご安置しております。

永久納骨は、別院内にある永久納骨所に亡き方のご遺骨を合葬にて納めさせていただきますので、後日如何なる事情がありましても一度納められた遺骨をお返しすることはできません。また、永久納骨所には、ご案内できませんのでご了承いただきますようお願ひいたします。

<冥加金> 一体につき 五万円以上

\*申込書に故人の法名・俗名・忌日並びに申込者の住所・氏名・電話番号をご記入ください。

又、所属寺院（浄土真宗本願寺派寺院に限る）の署名捺印が必要です。申込者の捺印も必要です。必ずお持ちください。

# 東寺永代経御案内

## 永代経とは？

永代経とは、永代読経の略で、永代供養ともいいます。お寺で、御先祖様や故人の方のお位牌をお祀りし、御命日や縁日の日に永久的に御供養申し上げることです。

昔は、施主の方がいなくなったり、子孫が途絶えたりする家の方がされる場合多かつた様ですが、現在では故人の方とそのお寺との御縁が深かつた事で行われる事例が多くなっています。

## 東寺の永代経

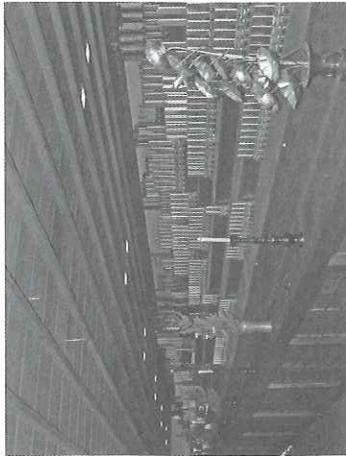
新たにお位牌を建立して開眼供養を行い、大日堂に安置して御戒名を過去帳に記し、永代にわたって御命日等に読経して御戒名を読み上げ御供養申し上げます。

## この様な方にお勧め

御宗旨、宗派は問いません。どなた様でもお申し込み頂けます。

- ・故人の方が御生前、お大師様を御信仰なされていた。
- ・故人の方が御生前、東寺と御縁があつた。
- ・御先祖様や故人の方を御供養して頂ける菩提寺さんが無い方。
- ・お参りするのに東寺が近くて便利な方。

## 永代経の種類



大日堂内 位牌堂

第五種	第四種	第三種	第二種	第一種	牌別	御回向日	御供養料	一靈供養料	お位牌高さ(cm)
			月牌	日牌	毎日お勤め	一百万円	(三百万円)	一尺(六十一)	
					毎月の御命日 (月一回)	壱百万円	(百五十万円)	一尺五寸(四十六)	
					祥月の御命日 (年一回)	五十万円	(七十五万円)	一尺一寸(三十六)	
					一千万円	三十万円	(四十五万円)	八寸(二十四)	
						二千萬円	(三千万円)	七寸(十九・五)	

※永代供養料の中には開眼供養料が含まれております。

※御夫婦や御兄弟等の親しい方お一人だと一靈彫りが可能です。

## 申し込みの流れ

御影堂でお気軽に御相談下さい。

- ① 永代経の説明を受ける。（実際に大日堂でお位牌を見て頂くと良いです）
- ② 申し込み用紙御提出。（御供養料のお支払いは開眼日迄で結構です）
- ③ お位牌が出来ましたら開眼供養の日時を決定。（こちらから御連絡致します）
- ④ 開眼供養を行なつた後、永代経の証文をお渡しして大日堂にお位牌安置。

## 御供養の実際

- ・毎日原則十時から斎修。（一日、二十一日等法要・行事がある日は変更となります）
- ・お位牌のみのお参りは、大日堂が使用されていなければ結構です。御影堂にて確認下さい。
- ・毎月二十一日の一時からの法要で、全ての永代経お申し込みの総供養を行なっております。

## 申し込み・問い合わせ

〒601-8473 京都市南区九条町一番地

真言宗總本山 東寺

担当部所：御影堂（みえどう）（大師堂）

☎ 075-691-1111 FAX 075-661-0115

かいそう

## 改葬(お墓等に納めたお骨を知恩院に移すこと)をご希望の方へ

### 改葬とは――

「墓地・埋葬等に関する法律」によると、改葬とは「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すこと」をいいます。この改葬を行うためには、市区町村長の許可を受けなければなりません。知恩院にて改葬をされる方は、事前に改葬許可証をご用意下さい。

### ●改葬に必要な書類 ・・・ ①改葬許可証(改葬許可の手続き下記参照)

②申込書(知恩院所定の用紙 ※)

※ 知恩院での納骨申込手続きは別紙「納骨案内」をご参照下さい

#### 改葬許可の手続き(申請方法の詳細は役所にてご確認下さい)

##### ①市町村の役所にて、改装許可証を申請する

- ・窓口が保健所となる市町村もあります
- ・また、申請する際、知恩院の「納骨受入証明書」が必要な場合もあります。  
その際は知恩院志納所へお問合せ下さい

##### ②発行された改葬許可証に、墓地管理者の証明(署名・捺印)を受ける

- ・墓地管理者とは、お墓のあるお寺のご住職様等をさします

<お問い合わせ・ご連絡先>

〒605-8686 京都市東山区林下町 400

浄土宗総本山知恩院 志納所  
(御影堂内左側受付)

知恩院代表：Tel (075) 531-2111

志納所直通：Tel (075) 531-2113

Fax (075) 531-2290

決裁	○	課長	○	副課長	○	係長	○	係	○
・	XX	保存期間 長期・10年・5年・3年・1年・( )							
供覧	X	公文書公開 公開・非開・部非							
・	XX	非公開理由(条号) 改葬許可申請書							

コピーし、eGEPを押し、決裁へ  
決裁 本官別紙の通り証明してよろしいか。

## 第一号

資料No.4

死亡者の本籍	XXXXX XXXXX XXXXX XXXXX
死亡者の住所	XXX XXX XXX XXX XXX XXX
死亡者の氏名及性別	XXX XXX XX 男・女
死亡年月日	XX 年 XX 月 X 日
埋葬又は火葬の場所	XXX XXX XXX XXX
埋葬又は火葬の年月日	XX 年 XX 月 X 日
改葬の理由	XXX XXX XXX XXX
改葬の場所	XXX XXX XXX XXX
申請者の住所	XXX XXX XXX XXX XXX XXX
申請者の氏名	XXX XXX XXX XXX
死亡者との続柄	XX

上記のとおり改葬許可を受けたく、墓地埋葬等に関する法律第5条第2項により申請いたします。

平成 XX 年 X 月 XX 日

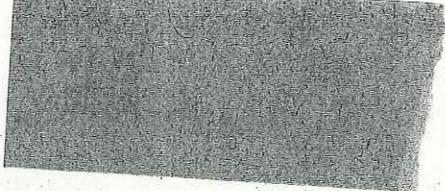
申請者 XXXXXXXX 印

前記の埋葬納骨の事実を証明する

× E XX ②

墓地管理者

印



長様

台帳記載済

## 墓参代行サービスのご案内

時下益々ご清栄の御事と拝察いたします。

さて、この度厚生労働省所管 財団法人健康・生きがい開発財団の

兵庫県組織 「兵庫県健康生きがいづくり協議会」

の墓参代行委員会で、高齢者の遠隔地墓参代行サービスを実施することになりました。

数十年前、ビジネスマンとしてあるいはO Lとして故郷を離れ、遠隔地を永住の地として生活されている方々が、超高齢化社会での高齢者に仲間入りし、経済的には不自由はないが、体力的に不安があり、ご両親やご親族が永眠されている郷里の墓参が困難になられた時に、たとえ年に一度でも墓参を代行させていただこうという目的で当事業を発足させました。

ご先祖の靈を弔う厳粛な宗教的儀式である墓参を、民間企業でない私共がお役に立てれば幸いと存ずる次第です。以上、墓参代行サービス事業発足のご案内とさせていただきます。

敬具

厚生労働省所管 財団法人健康生きがい開発財団

兵庫県健康生きがいづくり協議会

資料ご請求先： 〒674-0067 明石市大久保町大久保 306-1103

佐野 好彦 T E L 078-935-7073

F A X 078-935-7917

## 墓参代行サービスのご案内

時下益々ご清栄の御事と拝察いたします。

さて、この度厚生労働省所管 財団法人健康・生きがい開発財団の

兵庫県組織 「兵庫県健康生きがいづくり協議会」

の墓参代行委員会で、高齢者の遠隔地墓参代行サービスを実施することになりました。

数十年前、ビジネスマンとしてあるいはO Lとして故郷を離れ、遠隔地を永住の地として生活されている方々が、超高齢化社会での高齢者に仲間入りし、経済的には不自由はないが、体力的に不安があり、ご両親やご親族が永眠されている郷里の墓参が困難になられた時に、たとえ年に一度でも墓参を代行させていただこうという目的で当事業を発足させました。

ご先祖の靈を弔う厳粛な宗教的儀式である墓参を、民間企業でない私共がお役に立てれば幸いと存ずる次第です。以上、墓参代行サービス事業発足のご案内とさせていただきます。

敬具

厚生労働省所管 財団法人健康生きがい開発財団

兵庫県健康生きがいづくり協議会

資料ご請求先： 〒674-0067 明石市大久保町大久保 306-1103

佐野 好彦 T E L 078-935-7073

F A X 078-935-7917

## 費用についてのとり決め

兵庫県健康生きがいづくり協議会(以下Aという)、依頼人(以下Bという)

### 1、 墓参代行手数料

- |                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 日帰りの行程で終日を要する場合 | 5,000円  |
| (2) 宿泊を要する遠隔地の場合    | 10,000円 |

但し宿泊料は別途実費精算とするが、上限は10,000円とする

### 2、 A及びBが事前に協議すること

- (1) 利用交通機関
- (2) 雑費 ①供花、お供え物 ②寺院へのお布施の有無

### 3、 利用交通機関

- (1) J R神戸駅を起点として公共交通機関利用を原則とし実費とする
- (2) 公共交通機関の無い場所は、AとBが事前に協議して決める

### 4、 支払いと清算

下記事項の支払い方法についてはAとBが事前に協議すること

- (1) Bは墓参日の7日前迄にAの口座に総費用を振り込むものとする  
総費用とは、代行手数料、交通費、宿泊を要する場合は宿泊費、  
雑費の概算(振り込み手数料はBが負担する)  
(2) Aは墓参日から7日以内にBに対し費用の精算をしなければならない  
(振り込み手数料はAが負担する)
- (3) 振込先(Aの口座) 三井住友銀行大久保支店 普通 4003343  
兵庫県健康生きがいづくり協議会 佐野好彦

# 兵庫県健康生きがいづくり協議会 ホームページより

2010年10月25日

墓参代行サーにビス

厚生労働省所管の財團法人健康・生きがい開発財團の兵庫県組織である兵庫県健康生きがいづくり協議会の  
墓参代行委員会では、高齢者の遠隔地「墓参代行サービス」を実施することになりました。  
数十年前に、ビジネスマンとして故郷を離れ、遠隔地を永住して生活されている方が、超  
高齢社会で高齢者の仲間入りし、経済的には不安はないものの、体力的に不安があり、ご両親やご親族が承  
認されている郷里の墓参が困難になられた時に、例え年に一度でも墓参を行なう目的で本事  
業を発足させました。

二先祖の靈を弔う嚴粛な宗教的儀式である墓参を、民間企業でない私共がお役に立てれば幸いと存する次第  
です。

お問い合わせ及び資料請求先：佐野好彦 〒674-0067 明石市大久保町大久保306-1103  
電話：078-935-7073 FAX：078-935-7917

posted by shun at 19:32 | 墓参内 » | [TOP](#) | [A](#)